

宝達志水町の被災者支援

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被害にあわれた方へ

令和8年9月7日現在

令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被害にあわれた方へ、心よりお見舞い申し上げます。安心安全な生活に戻ることができるよう、各種支援制度をご案内します。

被害に遭った場所の写真撮影をお願いします

《建物の外の写真》

- ・ 建物の全景を撮る
- ・ 4方向から撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の高さがわかるようにメジャーなどをあてて写真を撮る

《建物の中の写真》

- ・ 被害に遭った部屋ごとの全景を撮る
- ・ 被害に遭った家財道具ごとに撮る
- ・ 浸水した場合は浸水の高さがわかるようにメジャーなどをあてて写真を撮る

撮影した写真は、り災証明や保険金の請求などに活用できます。「片付ける前、修理の前」に撮影をお願いします。



り災証明書の申請

税務住民課 電話 29-8150

り災証明書の申請を受け付けています。家屋の状況を確認した後に証明書を発行します。

【申請に必要な書類】

- ・ 罹災証明書等交付申請書（窓口にも用意してあります。）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・ 被害の状況が確認できる写真等
- ・ 判定が必要な家屋の位置図、・ 代理人が申請する場合は、委任状

【受付期間】 令和8年8月31日（月曜）～当面の間

【受付時間】 午前9時～12時 午後1時～4時（土日祝日を除く）

災害廃棄物の受入

環境安全課 電話 29-8140

災害ごみを受け入れます。

【開設場所】 町民センター アステラス駐車場

【開設期間】 令和8年9月12日（土曜）、13日（日曜）、14日（月曜）

【受付時間】 9時～12時、13時～16時

※9月7日（月曜）～9月11日（金曜）は開設しません。

※災害ごみ以外のごみの持込みは不可となっております。

令和8年8月27日からの大雨に伴う宝達志水町の主な被災者支援

被災した町民の皆様に対する主な支援をまとめました。
詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

令和8年9月7日現在

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
総合相談	被災に関する困りごとの各種相談	被災者支援総合窓口（役場2階総務課）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
	消費生活相談	大雨災害後の不安につけ込んだ詐欺や悪質な訪問販売について、不審に思いましたら相談してください。	不要	石川県消費生活支援センター 076-255-2120
	被災者支援相談	空き家、成年後見、多重債務、破産、離婚・養育費、給与未払い等	不要	石川県司法書士会 076-291-7070
	生活支援窓口案内ガイドブック	石川行政評価事務所では、大雨災害による災害被災者への情報提供のために『生活窓口案内（ガイドブック）』を作成しています。	不要	石川行政評価事務所 076-222-5232
建物の被災程度の証明	罹災証明の発行	自然災害による住家（居住のために使っている建物）の被害について、町が被害認定調査を行い、被害の程度を証明します	不要	税務住民課（税務係） 0767-29-8150
見舞金	災害見舞金の支給	災害により負傷、疾病で精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）が生じた方に対して支給 【支給額】 ア 生計維持者 250万円 イ その他の者 125万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506
	災害弔慰金の支給	災害により亡くなられた方の遺族に対して支給 【受給遺族】 ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。） 【支給額】 ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506
生活支援	国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で、災害等で大きな被害を受けたため保険料の納付が困難な方（住宅、家財その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象）	必要	税務住民課（住民係） 0767-29-8120
	学用品の給与	床上浸水による喪失若しくは損傷し、学用品を使用することができなくなった児童生徒に対して、必要な学用品を給与	必要	学校教育課 0767-29-8300
	児童扶養手当の特例措置 （令和8年9月4日追加）	災害により住宅等の2分の1以上の損害を被った場合、児童扶養手当の所得制限を一時的に解除して全部支給となる特例措置を受けることができます。	必要	子育て応援室 0767-28-5526
	放課後児童クラブの利用料の免除	被災された方を対象に、被害の状況に応じて利用料が免除される場合があります。	必要	子育て応援室 0767-28-5526

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
資金貸付	災害援護資金の貸付	災害により、被害を受けた世帯の世帯主に、生活の立て直しに必要な資金を貸付け ※世帯の被害の種類及び程度に応じた額 ア 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合 上限 350万円 イ 世帯主の負傷がない場合 上限 250万円	必要	健康福祉課 0767-28-5506
空き家等の解体	危険老朽空き家等の解体支援補助金	老朽危険空き家等の除却に対し、除却費用の一部を補助 ・除却費用の1/2以内、上限100万円	不要	地域整備課 0767-29-8160
がけ地対策	がけ地の災害防止及び応急防災工事	個人が所有する「がけ地等」による災害の未然防止、また、既に発生したがけ崩れの被害拡大を防止するために行う工事の経費を一部補助 ・がけ地の整備工事費用の1/2、上限1,000,000円 ・土砂及び倒木等の障害物除去、その他応急的な措置の工事費用の1/2、上限300,000円	不要	地域整備課 0767-29-8160
災害ゴミ	災害ゴミの仮置き場の設置 (令和8年9月7日修正) (令和8年9月4日開設追加)	災害ゴミ仮置き場をアステラス駐車場に設置 開設期間 9/12(土)・9/13(日)・9/14(月) 受入時間 9:00～12:00、13:00～16:00 ※開設期間は、受入の終了時間が異なりますので、ご注意ください。 ※9/7(月)～9/11(金)は開設しません。 ※災害ゴミ以外のごみの持込みは不可	不要	環境安全課 0767-29-8140
	災害ゴミの処理手数料免除	羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター(クリンクルはくい)へ自己搬入の場合は、減免対応。 ※事前に環境安全課で申請要。 期間 8/28(金)～当面の間 ※搬入は土曜午後・日曜は除く。	不要	環境安全課 0767-29-8140
	町指定ゴミ袋の配布	罹災証明(被災証明)の申請者に対し、被害状況によって町指定ゴミ袋を配布する。 【床下浸水】ゴミ袋10枚入り3袋 【床上浸水】ゴミ袋10枚入り10袋 【土砂災害】ゴミ袋10枚入り10袋	(罹災証明申請時)	環境安全課 0767-29-8140
家屋の感染症対策	浸水した家屋の消毒	消毒液の配布 【対象】床上浸水した家屋等 *床下浸水は消毒不要 【配布する消毒液】10%塩化ベンザルコニウム 【配布数】世帯1本 対象の方以外で配布希望の場合は、お問い合わせください。	(罹災証明申請時)	健康づくり推進室 0767-23-4545
家屋乾燥	大型扇風機の貸し出し	床上・床下浸水の被災住宅に大型扇風機等を貸し出し。 ※貸し出す扇風機等によっては組立・解体が必要な場合があります。区長を通じて希望数を取りまとめ、調整した上で貸し出しします。	不要	環境安全課 0767-29-8140

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
入浴支援	雨による被災でお風呂が使用できない方へ (令和8年9月7日期間延長、施設追加)	次の人は指定の入浴施設で入浴料が無料になります。 ①被災によりお風呂が使用できない人 ②避難所等に避難している人 ③町災害ボランティアセンターに登録し、町内でボランティアされた人 指定の施設：宝湯（宿）、里湯ちりはま（今浜） 期間：令和8年9月23日（水）まで 定休日：宝湯（木曜日） 里湯ちりはま（月曜日）	不要	環境安全課 0767-29-8140 商工観光課 0767-29-8250
被災住宅 の支援	住宅の緊急修理 (令和8年9月4日、9月27日完了分まで「期限修正」)	準半壊程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある世帯 ※納屋や車庫、空き家は対象となりません。 限度額：1世帯あたり56,400円	不要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
	住宅の応急修理 (11/26完了分まで)	対象世帯：大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で、「半壊」以上または「準半壊」の被害を受けた世帯 対象建物：令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた住宅 ※納屋や車庫、空き家は対象となりません。 1世帯あたり 半壊以上：757,000円以内 準半壊：367,000円以内	必要	総務課兼復興推進室 0767-29-8210
仮住まい の提供	町営住宅等への緊急入居（一時使用） (令和8年9月4日追加)	町営住宅等の一時使用 使用の期間：入居日から3か月以内 募集団地：河原団地(河原)、ほうだつ団地(小川) やわらぎ団地(敷浪) 免除となるもの：家賃、敷金、保証人の設定 入居者の負担：光熱水費、駐車場料金、共益費等	必要	地域整備課 0767-29-8160
	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） (令和8年9月4日追加)	民間賃貸住宅を応急仮設住宅として利用 対象者：「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みにより住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方など 物件の条件：不動産仲介業者の斡旋により賃貸された物件であること 免除となるもの：家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金、仲介手数料、入居時鍵交換費 入居者の負担：光熱水費、駐車場料金等 利用可能期間：入居日から2年以内 ※応急修理制度を併用する場合は、応急修理の申込日から6か月以内	必要	地域整備課 0767-29-8160
	県営住宅 (令和8年9月4日追加)	令和8年8月28日から提供可能（30戸） 申込先：県営住宅管理センター平和町店 電話番号 076-241-5370	必要	地域整備課 0767-29-8160

項 目		内 容	罹災証明書 の要否	問い合わせ先
農林業	農地や農業用施設等に係る災害復旧支援	農林水産課又は、お住まいの地区の区長にご相談ください	不要	農林水産課 0767-29-8240
こころの 相談	被災者のこころのケアに関する相談窓口について	1 被災者こころの相談ダイヤル 電話番号 0120-333-247 (フリーダイヤル) 相談時間 平日9時～12時、13時～16時 (年末年始除く) 2 石川県能登中部保健福祉センター 電話番号 0767-53-6894 相談時間 平日8時30分～17時45分 (年末年始除く)	不要	健康づくり推進 室 0767-23-4545